

# 障害者虐待の防止と対応

令和6年3月

福祉局 社会福祉部

障害者支援課

# 障害者虐待防止法とは

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成24年10月1日施行）

## ▶（目的）

第1条 この法律は、・・・障害者に対する虐待の禁止、  
障害者虐待の予防及び早期発見その他障害者虐待の防止  
等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた**障害者に対**  
**する保護及び自立の支援**のための措置、養護者の負担の  
軽減を図ること等の**養護者に対する養護者による障害者**  
**虐待の防止に資する支援**・・・のための措置等を定める  
ことにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等  
に関する施策を促進し、もって**障害者の権利利益の擁護**  
**に資する**ことを目的とする。

# 障害者虐待とは

定義	行為の主体
<u>養護者</u> による障害者虐待	家族や親族、同居人等 (現に、身の世話や身体介助、金銭の管理などを行っている)
<u>障害者福祉施設従事者等</u> による障害者虐待	障害者総合支援法に規定する「障害者福祉施設」または「障害者福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者
<u>使用者</u> による障害者虐待	障害者を雇用する事業主または事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者

# 障害者虐待種別

種別	主な内容
身体的虐待	暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為、身体を縛り付けたり、過剰な投薬による身体の動きを抑制する行為。
性的虐待	性的な行為やその強要。（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意を見極める必要がある）
心理的虐待	脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること。
放棄・放任 （ネグレクト）	食事や排せつ、入浴、洗濯などの身の世話をしない、必要な福祉サービスや医療・教育を受けさせない等によって障害者の生活環境や身体・精神的な状態を悪化、又は不当に保持しないこと。
経済的虐待	本人の同意なしに（あるいはだますなどして）財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

# 和歌山市の虐待通告件数の推移

和歌山市における相談・通報・届け出受理件数

※（ ）内は虐待と認定した件数

	養護者による	施設による	利用者による
令和2年度	24件（8）	12件（2）	0件（0）
令和3年度	44件（25）	3件（1）	2件（0）
令和4年度	46件（35）	19件（9）	0件（0）
令和5年度 （1月末時点）	34件（27）	6件（0）	0件（0）

# 虐待種類別の通告件数

※重複計上あり

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (1月末時点)
身体的虐待	6件	28件	22件	22件
性的虐待	0件	0件	2件	0件
ネグレクト	0件	4件	2件	1件
心理的虐待	4件	5件	9件	4件
経済的虐待	1件	2件	3件	3件
合計	11件	39件	38件	30件

# 身体拘束に対する考え方

障害者虐待防止法では・・・

**「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」 = 身体的虐待**

## やむを得ず身体拘束を行うときの留意点 (3つの条件をすべて満たすこと)

### ① 切迫性

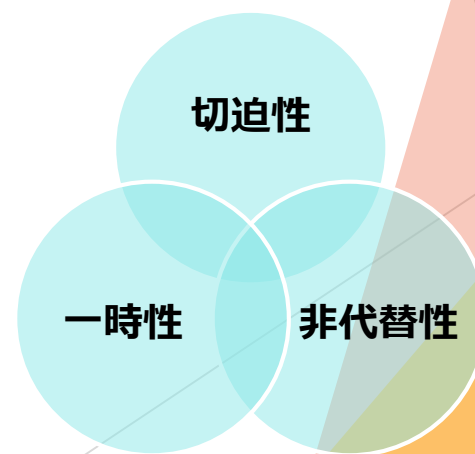
利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが。

### ② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。

### ③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であること。



# 障害者福祉施設従事者の役割

【障害者虐待防止法が定めるもの】

## ○障害者虐待の防止等のための措置

- ・職員研修の実施
- ・利用者及びその家族からの苦情を処理するため体制の整備 など

## ○障害者虐待に係る通報

## ○障害者虐待の早期発見

通報の中には、虐待とは判断されていないが、不適切な支援が行われている案件も多数あります。



# 障害者福祉従事者の役割

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置)

第15条 障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、**障害者福祉施設従事者等の研修の実施**、当該障害者福祉施設に入所し、その他の当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの**苦情の処理の体制の整備**その他の障害福祉施設従事者等による**障害者虐待の防止等のための措置**を講ずるものとする。

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等)

第16条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、**速やかに、これを市町村に通報**しなければならない。

(障害者虐待の早期発見等)

第6条2 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士、その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、**障害者虐待の早期発見に努めなければならない。**

# 障害者虐待発見チェックリスト

## <身体的虐待のサイン>

- 身体に小さな傷が頻繁にみられる
- 太ももの内側や上腕部の内側、背中等に傷やみみずばれがみられる
- 回復状態がさまざまに違う傷、あざがある
  - 頭、顔、頭皮等に傷がある
  - お尻、手のひら、背中等に火傷や火傷の跡がある
- 急におびえたり、こわがったりする  「こわい」「嫌だ」と施設や職場へ行きたがらない
- 傷やあざの説明のつじつまが合わない
- 手をあげると、頭をかばうような格好をする
- おびえた表情をよくする、急に不安がる、震える
- 自分で頭をたたく、突然泣き出すことがよくある
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- 医師や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない

## <心理的虐待のサイン>

- かきむしり、かみつきの等、攻撃的な態度がみられる
- 不規則な睡眠、夢にうなされる、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等がみられる
- 身体を萎縮させる
  - おびえる、わめく、泣く、叫ぶ等パニック症状を起こす
  - 食欲の変化が激しい、摂食障害（過食、拒食）がみられる
  - 自傷行為がみられる
  - 無力感、あきらめ、なげやりな様子になる、顔の表情がなくなる
  - 体重が不自然に増えたり、減ったりする

## <経済的虐待のサイン>

- 働いて賃金を得ているのに貧しい身なりでお金を使っている様子がみられない
- 日常生活に必要な金銭を渡されていない
- 年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない
- サービスの利用料や生活費の支払いができない
- 資産の保有状況と生活状況との落差が激しい
- 親が本人の年金を管理し遊興費や生活費に使っているように思える

## <性的虐待のサイン>

- 不自然な歩き方をする、座位を保つことが困難になる
- 肛門や性器からの出血、傷がみられる
  - 性器の痛み、かゆみを訴える
  - 急におびえたり、こわがったりする
  - 周囲の人の体をさわようになる
  - 卑猥な言葉を発するようになる  ひと目を避けたがる、一人で部屋にいたがるようになる
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- 眠れない、不規則な睡眠、夢にうなされる
- 性器を自分でよくいじるようになる

## <放棄・放置のサイン>

- 身体から異臭、汚れがひどい髪、爪が伸びて汚い、皮膚の潰瘍  部屋から異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、ゴミを放置している
  - ずっと同じ服を着ている、汚れたままのシーツ、濡れたままの下着
  - 体重が増えない、お菓子しか食べていない、よそではガツガツ食べる  過度に空腹を訴える、栄養失調が見て取れる
- 病気やけがをしても家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない
  - 学校や職場に出てこない
  - 支援者に会いたがらない、話したがらない

※厚生労働省

「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」